

政令第 号

財務局官制の一部を改正する政令(案)

内閣は、前財務局官制の一部を改正する政令を制定する。

財務局官制(昭和十六年勅令第七百六十号)の一部を次のように改正する。

第一條ノ二 財務局ニ左ノ八部ヲ置ク

- 總務部
- 直税部
- 間税部
- 査察部
- 理財部
- 國有財産部
- 經理部
- 鑑定部

各部ノ事務ノ分掌ハ大藏大臣之ヲ定ム

附 則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

大 藏 大 臣  
 内 閣 総 理 大 臣